

6

第1種・第2種許可地域に共通する基準

その他の広告物の個別基準

【案内誘導広告物（非自家用）】

3年

- 表示面積：1面 3.3 m^2 以下、かつ合計 6.6 m^2 以下（集合で表示する場合は1面 10 m^2 以下、かつ合計 20 m^2 以下。ただし、1つの目的地につき1面 3.3 m^2 以下、かつ合計 6.6 m^2 以下）

- 高さ：5m 以下

- 表示内容：施設や場所への誘導を目的としていること

名称、方向、距離を表示し、これらの記載が主たる表示内容であること （表示面積割合の概ね2/3以上とする）

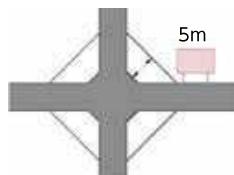
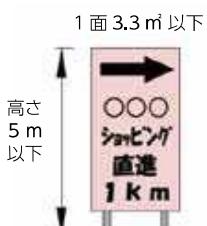
- 表示方法：道路交通の安全の妨害となる位置に表示しないこと

●距離と範囲：

交差点から5m以上離す
目的地から10km以内

●個数：

1つの交差点等の付近において
1目的地につき3個以下



名称・方向・距離の記載が、表示面積割合の概ね2/3以上を占めること

【案内図板（非自家用）】

3年

- 表示面積：15 m^2 以下

- 高さ：5m 以下

- 表示内容：公衆の利便を図るために、地図、路線図、鳥かん図を表示するもの

- 表示方法：道路交通の安全の妨害となる位置に表示しないこと



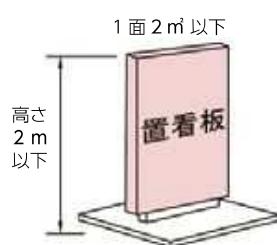
【置看板（自家用のみ）】

3年

- 表示面積：1面 2 m^2 以下

- 高さ：2m 以下

- 表示方法：車道上、歩道上に突出しないこと



【鉄道等の沿線を利用する広告板・広告塔（非自家用）】

3年

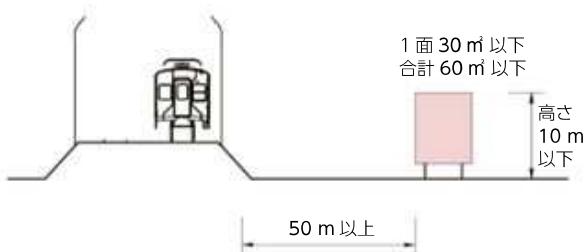
- 表示面積：1面 30 m^2 以下、かつ合計 60 m^2 以下

- 高さ：10m 以下

- 鉄道等からの距離：50m 以上

- 広告物の相互間距離：30m 以上

- 形状：原則く形とする



案内誘導広告物
案内図板
置看板
鉄道等の沿線を利用する広告板・広告塔

工事用仮囲いを利用して表示するもの
電柱広告物
街灯柱利用広告物
バス停利用広告物
車体利用広告物

【工事用仮囲いを利用して表示するもの（非自家用）】

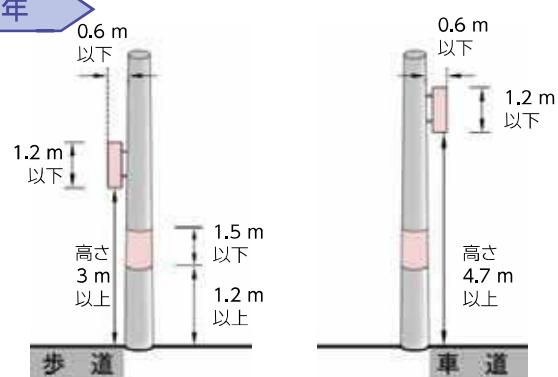
1年

- 表示面積：自家広告物の基準（壁面広告・塀広告）を準用する
- 表示内容：工事中の物件に関する内容であること
- 表示方法：仮囲いにじか付け又はじか書きとすること
仮囲いの外郭線から突出しないこと

【電柱広告物（非自家用）】

1年

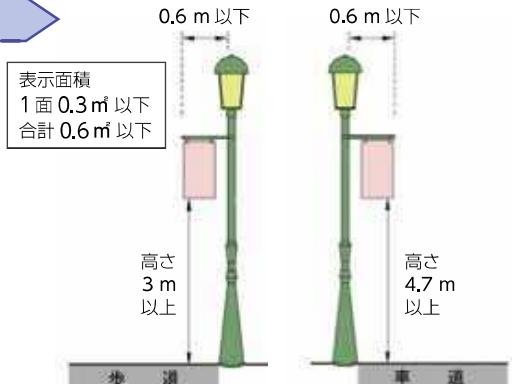
袖付 広告物	下端高さ	(車道上) 地面から 4.7m 以上 (歩道上) 地面から 3m 以上
	出幅	0.6 m 以下
	長さ	1.2 m 以下
	表示方法	歩車道の区別のある道路では、歩道側に取り付けること
巻付 広告物	個数	1 個
	下端高さ	1.2 m 以上
	長さ	1.5 m 以下
	個数	2 個 以下



【街灯柱利用広告物（非自家用）】

1年

- 表示面積：1面 0.3m² 以下、かつ合計 0.6m² 以下
- 下端高さ：(車道上) 地面から 4.7m 以上
(歩道上) 地面から 3m 以上
- 個 数：1 個
- 出 幅：0.6 m 以下
- 表示目的：商工会、自治会等が会員名、商店街名、町名等を表示するためのものであること



【バス停利用広告物（非自家用）】

3年

1年

- 〔バス停の上屋を利用するもの〕 3年
- 表示方法：道路上にあっては、道路管理者が定める道路占用の基準に適合すること
- 〔バス停留所標識を利用するもの〕 1年
- 個 数：1 個
- 表示面積：バス停留所標識の表示板の1面の面積の1/3以下

【車体利用広告物（非自家用）】

1年

- 表示位置：窓、ドアなどガラス部分と車体前面には表示しないこと
 - 表示方法：緊急自動車と紛らわしくないものであること
運転者を幻惑させるおそれのある発光、色彩、素材を用いたものでないこと
- ※自家広告物類似の広告物（自ら所有等する車両に自らの名称・商号・業務内容等を表示するもの）については、許可の適用除外とする ▶参照 19ページ

その他の広告物の個別基準(短期広告物)

広告幕(懸垂幕・横断幕)

アドバルーン

簡易広告物(はり紙、はり札、広告旗、立看板)

【広告幕(懸垂幕・横断幕)】

2ヶ月

懸垂幕	個数	建築物の壁面に表示する場合、1壁面4個以下 支柱等を利用して表示する場合、1支柱2個以下
	大きさ	幅1.2m以下、長さ15m以下
横断幕	下端高さ	歩道上は2.5m以上 車道上は4.7m以上
	大きさ	幅0.9m以下

表示方法：懸垂幕、横断幕とも、外周に風圧に耐える措置をとること



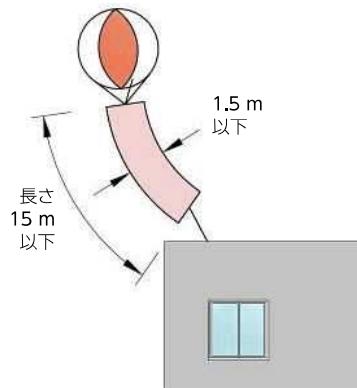
【アドバルーン】

2ヶ月

●規格等：広告物は長さ15m以下、幅1.5m以下の布片に表示し、

主綱に緊結すること

●表示方法：気球部に表示する場合は、じか書きとすること



【簡易広告物(はり紙、はり札、広告旗、立看板)】

2ヶ月

1ヶ月

一定の条件を満たした簡易広告物は許可不要となる場合があります。 ▶参照「適用除外広告物」17ページ

はり紙	枚数	1面に同一のものを4枚以下
	表示面積	1.5m ² 以下
はり札	枚数	1面に同一のものを4枚以下
	表示面積	0.5m ² 以下
広告旗 (のぼり旗)	大きさ	縦1.8m以下、横0.9m以下
	表示方法	6本以上表示する場合は、相互の距離を5m以上とすること 車道上、歩道上に突出しないこと

※ 表面加工していない紙を使用したものは1ヶ月となります

